（運転者等台帳）

第九条の五　一般貨物自動車運送事業者等は、運転者等ごとに、第一号から第九号までに掲げる事項を記載し、かつ、第十号に掲げる写真を貼り付けた一定の様式の運転者等台帳を作成し、これを当該運転者等の属する営業所に備えて置かなければならない。

一～四　（略）

五　運転者に対しては、道路交通法に規定する運転免許に関する次の事項

イ　運転免許証又は道路交通法第九十五条の二第二項第一号に規定する免許情報記録の番号及び有効期限

ロ・ハ　（略）

六～十　（略）

２・３　（略）

附　則

（施行期日）

１　この省令は、道路交通法の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和七年三月二十四日）から施行する。

（タクシー業務適正化特別措置法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

２　この省令の施行の際現にある第三条の規定による改正前のタクシー業務適正化特別措置法施行規則第一号様式（その一）、第一号様式（その二）、第二号様式、第四号様式から第十号様式の三まで及び第十三号様式から第十七号様式までによる申請書、証明書その他の文書は、第三条の規定による改正後のそれぞれの様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

（運転者等台帳）

第九条の五　一般貨物自動車運送事業者等は、運転者等ごとに、第一号から第九号までに掲げる事項を記載し、かつ、第十号に掲げる写真を貼り付けた一定の様式の運転者等台帳を作成し、これを当該運転者等の属する営業所に備えて置かなければならない。

一～四　（略）

五　運転者に対しては、道路交通法に規定する運転免許に関する次の事項

イ　運転免許証の番号及び有効期限

ロ・ハ　（略）

六～十　（略）

２・３　（略）

告　示